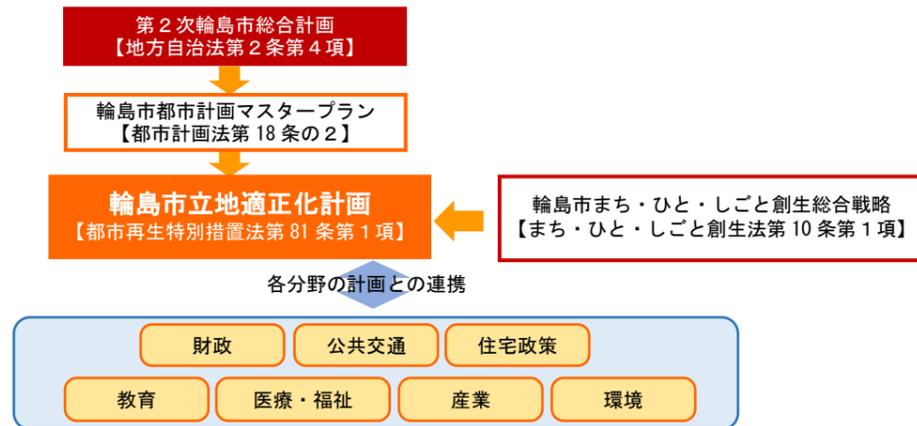


輪島市立地適正化計画（改定）【概要版】

■ 策定の目的

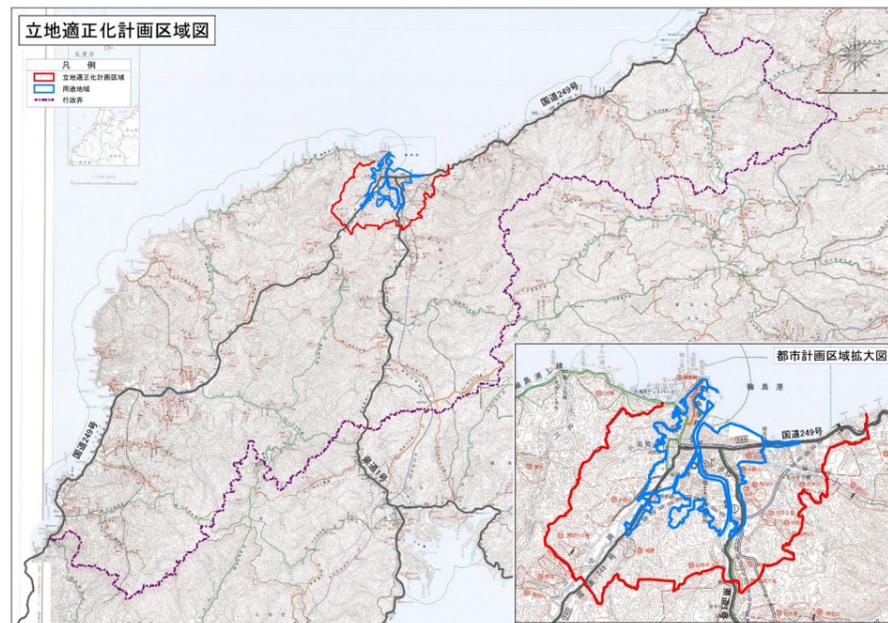
輪島市の人口は、少子高齢化を背景に減少が進んでおり、まちなかには空き家が増加するなど空洞化が進み、都市の活力低下が懸念されています。こうした背景を踏まえ、公共交通ネットワークによる利便性を確保するとともに、都市機能を集約化し、既成市街地の人口密度を保つことで、持続可能な都市の形成を目指す「輪島市立地適正化計画」を平成29年3月に策定しました。立地適正化計画は、概ね5年ごとの見直しが必要とされており、また、都市再生特別措置法の改正（令和2年9月施行）により、防災・減災対策を位置付ける防災指針の追加が義務付けられたことから、誘導区域、誘導施策の見直し、防災指針の追加を行いました。なお、今回の改定は、“令和6年能登半島地震”の発生前における各種情報等に基づいて行うものであり、当災害を踏まえた見直しも急務であることから、早急に検討・整理を行ったうえで再度改定することとしています。

■ 計画の位置づけ



■ 計画期間：2035年（令和17年）

■ 計画対象区域：都市計画区域全体（1,377ha）を立地適正化計画区域とします。



■ 輪島市の現状

- 本市の人口は減少傾向にあり、令和2年で24,608人と35年間で約6割に減少しています。
- 本市の都市計画区域は行政区の約3%、用途地域は行政区の約1%となっており、コンパクトな市街地に人口の約半数近くが居住しています。
- 近年は用途地域内（中心市街地）の人口減少により、空洞化が進行しています。

表. 輪島市の面積と人口

	行政区	都市計画区域	用途地域
面積 (ha)	42,632	1,377	334
面積（構成比） (%)	100.0	3.2	0.8
人口 (人)	24,608	12,290	10,427
人口（構成比） (人)	100.0	49.9	41.0

資料) 輪島市

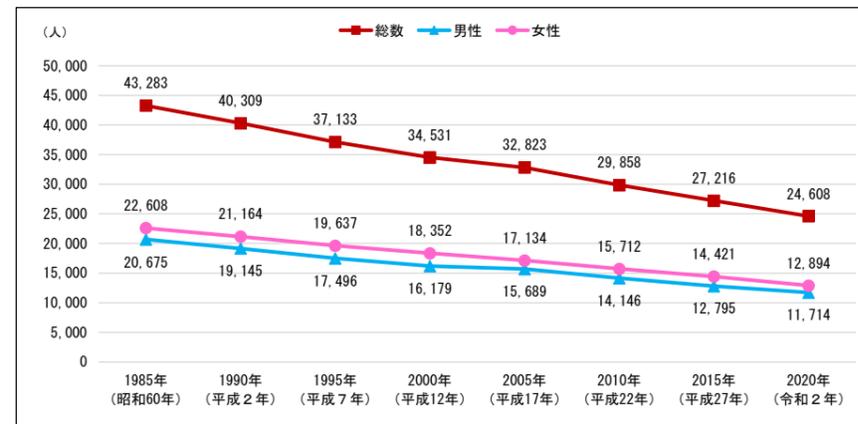


図. 輪島市の総人口の推移 資料) 国勢調査

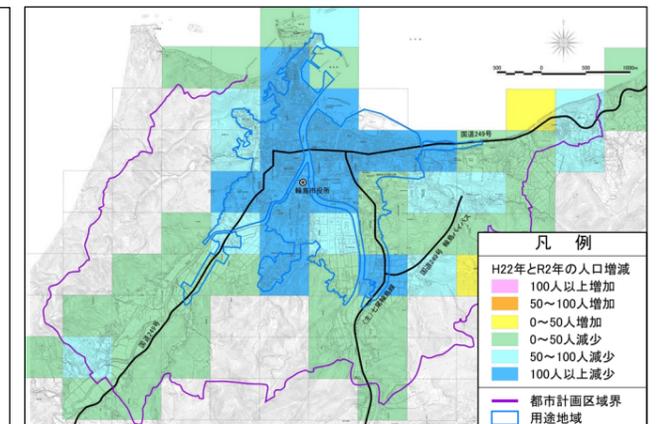


図. メッシュ人口の推移（平成22年⇒令和2年） 資料) 国土数値情報公表データ

■ まちづくり上の課題

課題Ⅰ. コンパクトな市街地構造を踏まえたまちづくり

課題Ⅱ. 成熟社会に対応した安全・安心なまちづくり

課題Ⅲ. 定住人口を確保するための暮らしやすいまちづくり

課題Ⅳ. 賑わいと交流を生み出す魅力あるまちづくり

課題Ⅴ. 市内の公共交通ネットワークが整ったまちづくり

■ 持続可能なまちづくりの方針

都市部の中心拠点と山間部の地域拠点の交流を支える公共交通ネットワークの構築により、都市部と山間部を共存させ、輪島市特有の拠点的な都市構造を維持しながら地域の持続可能性と自立を支えるまちづくりを推進します。

■ 立地適正化の基本方針

本市では用途地域を中心拠点として位置づけ、市街地及び外縁部に都市施設を集約するとともに、市街地へ居住誘導を図り、現在の人口密度をできるかぎり維持することにより、現行の都市サービス水準を維持していきます。

こうした中心拠点における利便性を確保するため、現在の都市計画区域内の公共交通ネットワークを維持していくとともに、全ての市民が都市的サービスを楽しむことができるよう、中心拠点と都市計画区域外の地域拠点を結ぶアクセス基盤を維持していくものとしします。

広大な市域に対して、コンパクトな都市計画区域

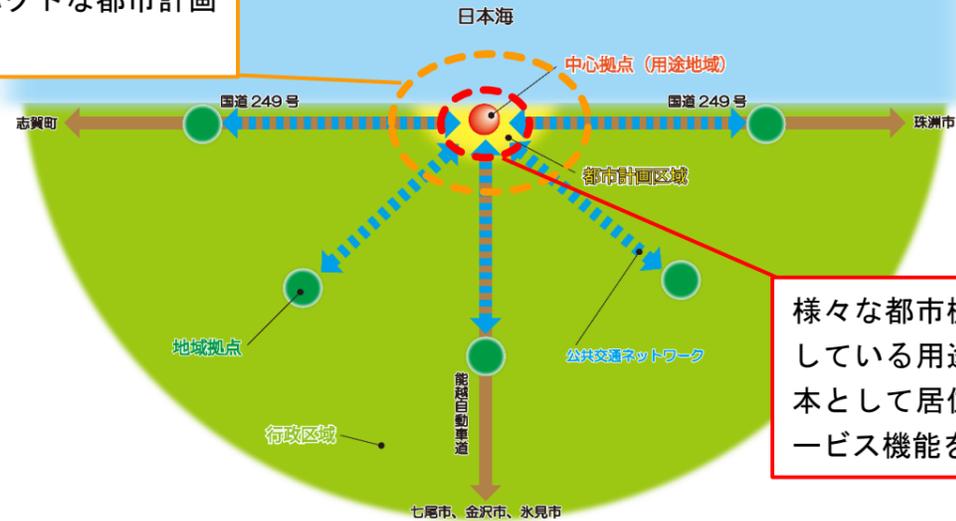


図. 輪島市立地適正化に向けた都市構造概念図

■ 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域として設定するものです。

本市では、以下の考え方に基づいて居住誘導区域を設定します。

- 災害の危険性がある、「土砂災害特別警戒区域」、「地すべり防止区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」は居住誘導区域から除外
- 用途地域内で、公共交通（バス）利用圏域（バス停より半径300mとして設定）に含まれる公共交通の利便性が高い地域
- 居住の誘導に必要な医療・福祉・教育・商業等の各種施設の利便性が確保されている国道249号バイパス以北のエリア

■ 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約化することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図るため、中心拠点に都市機能を誘導する区域として設定するものです。

本市では、以下の考え方に基づいて都市機能誘導区域を設定します。

- 居住誘導区域内かつ特別用途地区指定区域
- 居住誘導区域外において、市街地での居住に必要な公共施設や市内外からの利用が想定される重要な医療拠点が含まれるエリア（輪島市立中学校周辺及び輪島市民病院周辺）

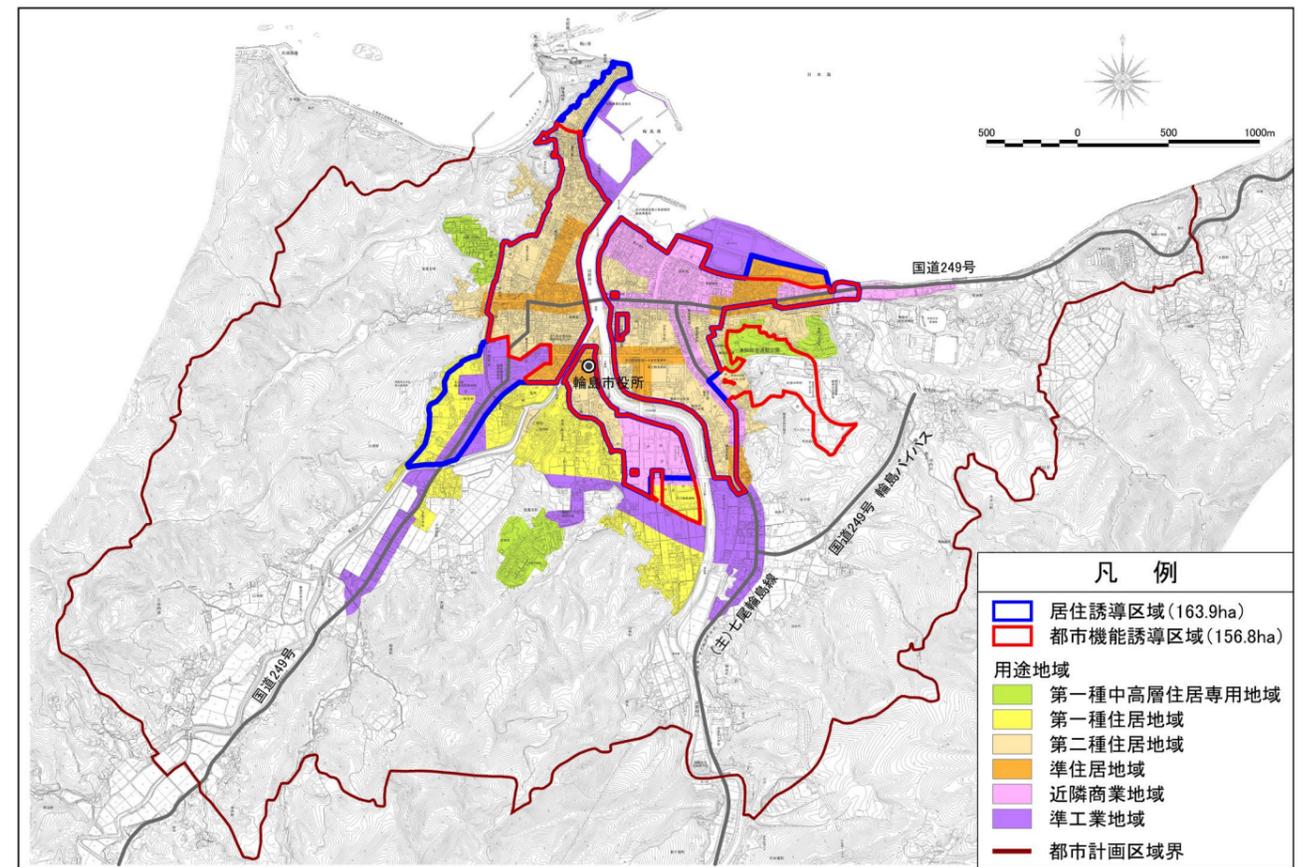


図. 輪島市立地適正化計画 誘導区域図

居住誘導区域面積
約 163.9ha

都市機能誘導区域面積
約 156.8ha

■ 誘導施設の設定

誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地を誘導し、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために設定するものです。
本市では、以下の考え方に基づいて誘導施設を設定します。

- 居住誘導区域の生活の利便性や都市の魅力を高める施設
- 若年層をまちなかに呼び込むとともに、進行する高齢化に対応し、交通の利便性と医療・福祉の充実した安全・安心な環境を確保するために必要な施設

□ 誘導施設一覧

誘導施設	施設名	根拠法
医療施設	病院	医療法第1条の5
	診療所	
児童福祉施設	保育所	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	児童厚生施設	児童福祉法第40条
高齢者福祉施設	通所介護事業所	介護保険法第8条
	養護老人ホーム	老人福祉法第5条
	特別養護老人ホーム	
	老人福祉センター	
老人介護支援センター		
障害者福祉施設	障害者通所支援施設	児童福祉法第6条
	障害福祉サービス施設	障害者総合支援法第5条
	相談支援施設	障害者総合支援法第77条
教育文化施設	小学校、中学校、高等学校	学校教育法第1条
	図書館	図書館法第2条
	博物館・博物館相当施設	博物館法第2条第1項、第29条
行政施設	市庁舎	地方自治法第155条
商業施設	食料・日用品店舗	—

■ 防災指針の検討

防災指針は、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくため、立地適正化計画に定めるものです。
防災指針では、以下の考え方に基づいて検討を行います。

- 立地適正化計画の対象地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定、見直し
- 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針、地区毎の課題への対策の検討

本市の居住誘導区域内には、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域が指定されています。
災害リスクについては、以下のハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより災害リスクを分析し、防災・減災対策に向けた課題を抽出します。

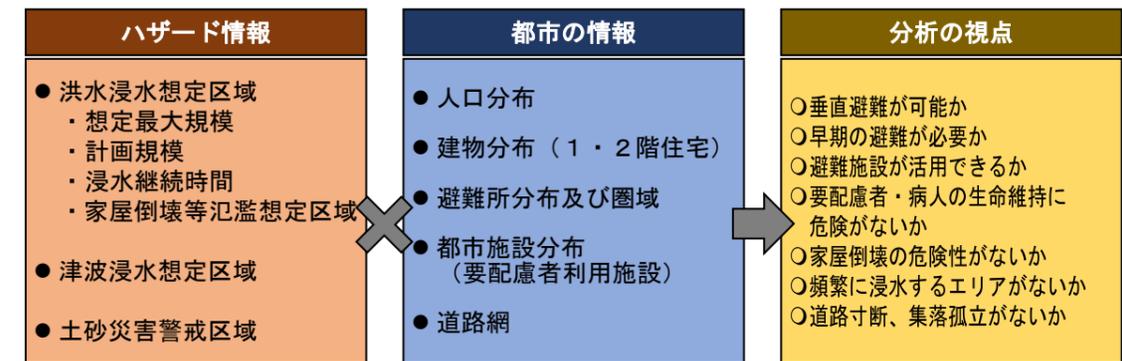


図. 重ね合わせ分析の視点

課題解決に向けた防災・減災対策の具体的な取組（4ページに記載）を踏まえ、防災指針における目標値を以下の通り設定します。
なお、目標値は、輪島市国土強靱化地域計画及び第2次輪島市総合計画との整合を図り設定します。

表. 防災指針に基づく目標値

指 標	現状値 (R4)	目標値 (R8)
津波避難ビルの指定施設数	8施設	現状維持
指定避難所の指定施設数	48施設	維持
消防団員の充足率	90%	95%
防災士の育成※	865人	950人
女性防災士の育成※	203人	250人

※立地適正化計画独自の目標値

〈取組の凡例〉
 青緑色：洪水、青色：津波、緑色：土砂、紫色：共通
 ◆：リスク低減（ハード）、◇：リスク低減（ソフト）

津波 土砂

【輪島崎・海士地区周辺等】
 ◎津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域（イエロー）に、多くの高齢者が居住していることから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難
 ◎垂直避難が困難な住宅等があり、夜間や災害危険性が急激に高まった場合の避難が困難
 ◎災害発生時（土砂災害発生時）における避難路寸断の可能性があるため、避難困難者が多数発生する恐れあり

◆海岸堤防等の老朽化対策や新たな津波想定を踏まえた施設整備
 ◆防災行政無線の整備や各種ICTを活用した情報収集・伝達体制の強化
 ◇指定避難場所や津波避難ビルの指定など、津波避難空間の確保
 ◆人家などの保全対象への影響が大きい地区、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等における優先的なハード整備（砂防、地すべり対策、急傾斜地対策等）
 ◆老朽化が進む砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の修繕・改築・更新
 ◇海に面した孤立する可能性が高い地区における漁船等による海上からの避難体制の整備
 ◇行政、民生委員、区長会など、市民が一体となった支援体制の構築

土砂

【鳳至町・水守町周辺】
 ◎土砂災害警戒区域（イエロー）に、要配慮者利用施設が立地しており、利用者等の避難に時間を要する恐れあり

◆人家などの保全対象への影響が大きい地区、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等における優先的なハード整備（砂防、地すべり対策、急傾斜地対策等）
 ◆老朽化が進む砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の修繕・改築・更新
 ◇要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保
 ◇行政、民生委員、区長会など、市民が一体となった支援体制の構築
 ◇要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施

津波

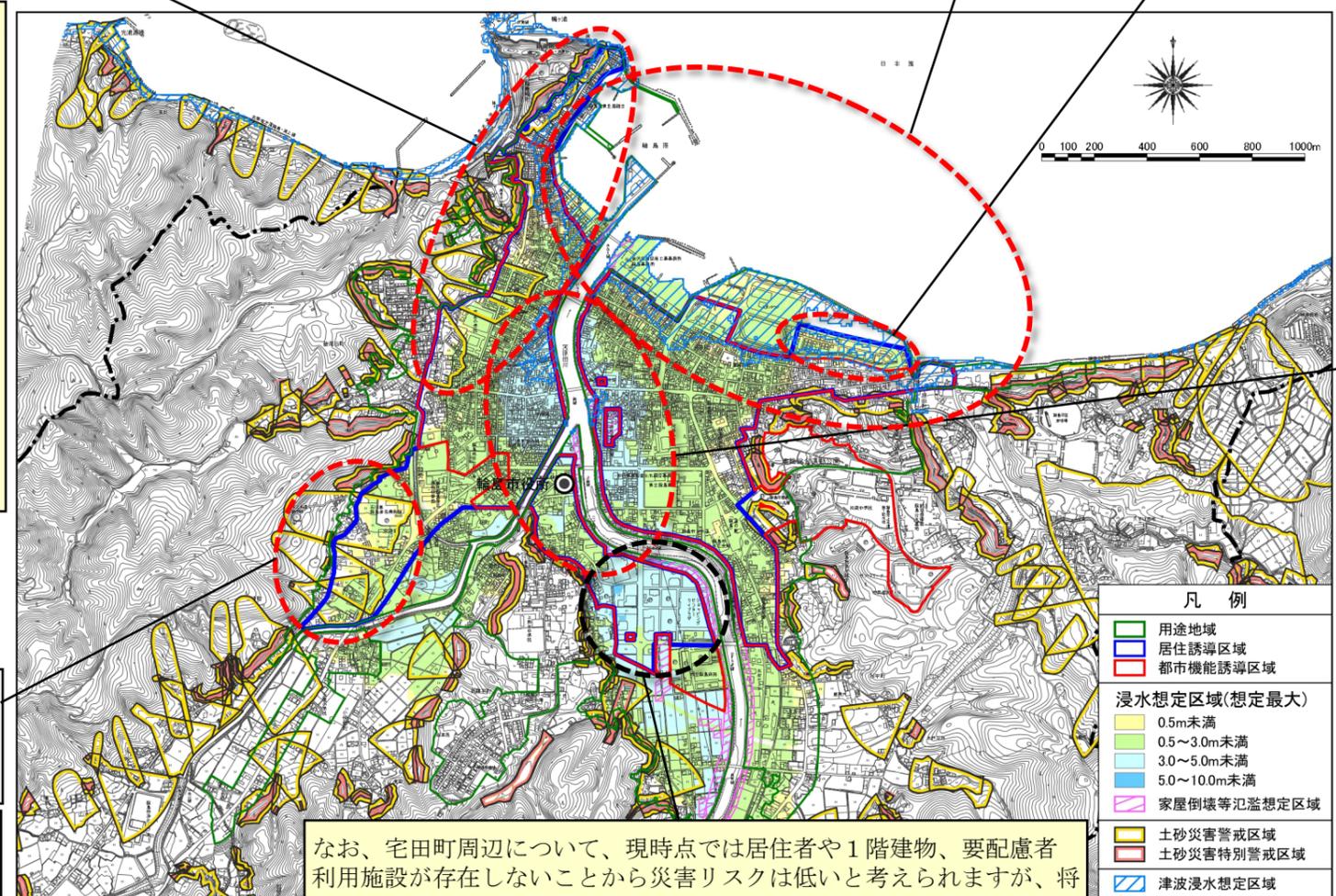
【沿岸部周辺】
 ◎津波到達時間が短く（5分未満）、津波浸水開始時間も早い（1分未満）と想定されており、避難が困難

◆海岸堤防等の老朽化対策や新たな津波想定を踏まえた施設整備
 ◆防災行政無線の整備や各種ICTを活用した情報収集・伝達体制の強化
 ◇指定避難場所や津波避難ビルの指定など、津波避難空間の確保

洪水

【新市街地（マリントウン）周辺】
 ◎住宅が立地するエリアが指定避難所から半径500mの圏域外となっていることから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難

◆河原田川水系流域治水プロジェクトに基づく河川対策の推進
 ◆沖合施設等の整備
 ◆長寿命化計画の策定による計画的な維持管理
 ◇ハザードマップ等を活用した県・市・住民合同の訓練による情報伝達体制や避難体制の確立
 ◇避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底



なお、宅田町周辺について、現時点では居住者や1階建物、要配慮者利用施設が存在しないことから災害リスクは低いと考えられますが、将来的に住宅地となる場合は新橋周辺と同様の対策に取り組みます。

すべての災害

◆骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークの構築
 ◆防災拠点となる公共施設等及びその周辺における災害対策（ハード整備）
 ◇避難所の機能向上
 ◇自主防災組織の強化（防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーの活用）
 ◇防災教育（地域・学校の実状に応じた自主的な取組）
 ◇ハザードマップ等を活用した県・市・住民合同の訓練による情報伝達体制や避難体制の確立
 ◇避難行動計画（マイ・タイムライン）作成の推進
 ◇必要に応じたハザードマップの見直し
 ◇避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知徹底

洪水

【新橋・河原田川周辺】
 ◎洪水浸水想定区域（想定最大規模）で浸水深3.0m以上となる区域に、多くの高齢者が居住していることから、切迫した状況下等における迅速な避難が困難
 ◎垂直避難が困難な住宅等があり、夜間や災害危険性が急激に高まった場合の避難が困難
 ◎洪水浸水想定区域（計画規模）でも浸水深0.5~3.0m未満となる区域が指定されており、周辺よりも洪水被害の可能性が高い
 ◎複数の要配慮者利用施設が立地しており、利用者等の避難に時間を要する恐れあり
 ◎堤防が決壊した場合の居住誘導区域における浸水開始時間が1時間以内と想定されており、迅速な避難が求められる

◆河原田川水系流域治水プロジェクトに基づく河川対策の推進
 ◆沖合施設等の整備
 ◆長寿命化計画の策定による計画的な維持管理
 ◇要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保
 ◇行政、民生委員、区長会など、市民が一体となった支援体制の構築
 ◇要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施

資料) 土砂：輪島市土砂災害（特別）警戒区域（R2.8時点）
 津波：国土数値情報（H29石川県津波浸水想定区域）
 洪水：石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ（R3.4公表）

防災上の課題と具体的な取組

■ 居住誘導のための施策

まちなかへの居住誘導を緩やかに進めていく上で、住宅取得に向けた支援制度が必要です。特にまちなかには、空き家などの既存ストックが数多く存在しており、これらの有効活用を促進するために、以下のような各種施策の取り組み強化や新制度の導入検討を行い、居住誘導区域の人口密度の維持を図ります。

- ◎既存ストックの活用
- ◎ウォークアブルな空間の形成
- ◎安心して生活できる居住環境の形成
- ◎防災・減災対策の強化

■ 都市機能誘導のための施策

都市構造再編集中支援事業等により、都市機能の増進を図り、誘導施設として位置づけた各種都市サービスの向上を行います。

- ◎都市構造再編集中支援事業等の実施

■ 公共交通ネットワークの方針

本市では、令和5年8月に「輪島市地域公共交通計画」を策定しており、この計画に基づき、公共交通ネットワークの充実及び強化を図ります。

■ 基本方針

- I 地域住民のための持続可能な公共交通サービスの確保
- II まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成
- III 地域と共に支える公共交通機関の維持と利用促進

- 目標1：官民連携による利用者ニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・形成
- 目標2：誰もが利用しやすい快適な交通環境の整備
- 目標3：まちづくりと連携した広域ネットワークとの維持と連携強化
- 目標4：地域を支える生活ネットワークの維持と連携強化
- 目標5：地域とともに支える利用者意識の醸成

■ 建築等の届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通サービス等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。また、都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心部に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域です。

このため、それぞれの誘導区域外において、住宅開発や誘導施設の整備を行う場合には、届出が必要となります。

◎居住誘導区域外において届出が必要となる行為

- ◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
- ◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

◎都市機能誘導区域外において届出が必要となる行為

- ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

■ 目標値の設定

本計画に掲げる施策・誘導方針に期待される効果として、「①公共交通の利便性向上」、「②市街地における居住者の増加」が想定されることから、本計画の進捗を管理するための目標値を以下のように設定します。

□ 本計画の目標値

項目	単位	基準値	現状値	目標値
		2015年 (H27)	2020年 (R2)	2035年 (R17)
居住誘導区域内の人口密度*	人/ha	43.4	39.9	28.6
公共交通の1便当たり乗客数の増加率	%	—	R3実績 おでかけバス：-31.2 のらんけバス：-3.9	5.0

※将来の人口密度は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に設定したものの。

■ 計画の評価

本計画の評価にあたっては、5年ごとにモニタリングを実施して直接進捗状況を確認するとともに、計画の評価等を実施します。

また、各施策については、PDCAサイクルの考え方に基づき、時代の潮流や様々な状況変化に対応しながら、長期的な計画の運用・管理を行います。